

資料 1

令和元年壱岐市議会定例会 9 月会議

# 議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

## 目 次

### 議案第 1 3 号関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第 1 条関係】 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表	1
【第 2 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表	2
【第 3 条関係】 壱岐市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表	5
【第 4 条関係】 壱岐市職員等の旅費に関する条例新旧対照表	6
【第 5 条関係】 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	7
【第 6 条関係】 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表	8

### 議案第 1 4 号関係

壱岐市印鑑条例新旧対照表	9
--------------	---

### 議案第 1 5 号関係

壱岐市税条例等新旧対照表	1 1
--------------	-----

### 議案第 1 6 号関係

壱岐市立小・中学校設置条例新旧対照表	2 6
--------------------	-----

### 議案第 1 7 号関係

壱岐市水道事業給水条例新旧対照表	2 7
------------------	-----

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第1条関係】

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

## 2

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第2条関係】

### 壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第19条まで (略) (休職者、停職者の給与)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第21条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1条から第19条まで (略) (休職者、停職者の給与)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第21条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(期末手当の差止め)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) (略)

第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

(期末手当の差止め)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その

## 4

者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤  
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の  
92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

以下 (略)

者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤  
勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

以下 (略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第3条関係】

彦根市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する技能労務職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した技能労務職員についても、同様とする。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する技能労務職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した技能労務職員についても、同様とする。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する技能労務職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する技能労務職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員についても、同様とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

# 6

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第4条関係】

## 壱岐市職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略)            (旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略)            (旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第16条各号</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第5条関係】

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第22条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第22条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第6条関係】

老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第3条まで (略) (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略) (分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条各号(第3号を除く。)</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第3条まで (略) (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略) (分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号又は第3号</u>に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市</u>の住民基本台帳に記録されている者は、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略) (登録印鑑の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録の申請がされた印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑に係る登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者は、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略) (登録印鑑の制限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市長は、登録の申請がされた印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑に係る登録の申請を受理することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13</u>に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条から第11条まで (略) (印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 (略)</p>	

# 10

2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、第2号又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。

(1) (略)

(2) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）があつたとき。

(3)～(5) (略)

以下 (略)

2 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、職権で印鑑の登録を抹消する。この場合において、第2号、第4号又は第5号の事由によって印鑑の登録を抹消したときは、登録者にその旨を通知する。

(1) (略)

(2) 氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）があつたとき。

(3)～(5) (略)

以下 (略)

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条まで (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条まで (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、<u>法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	

# 1 2

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項

の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第37条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条まで (略)

の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

第37条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第15条まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

# 14

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 （略）

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 （略）

第15条の3から第15条の5まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の3から第15条の5まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

# 16

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

#### 第16条の2 削除

第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(ウ) a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(ウ) b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請を

した者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

以下（略）

以下（略）

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略)</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第151条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第15条まで (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第23条まで (略)</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第151条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第15条まで (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる</p>	

# 20

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2～4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

以下 (略)

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2～4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

以下 (略)

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成30年壱岐市条例第23号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(壱岐市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第23条の改正規定から第36条の2の改正規定まで (略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>(壱岐市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第23条の改正規定から第36条の2の改正規定まで (略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機</u>(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用す</u></p>	

## 2 2

ることが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当

第92条の改正規定から附則第17条の2の改正規定まで  
(略)

第2条から第6条まで (略)

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

(3) 第1条中壱岐市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(4)～(7) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の壱岐市税条例(附則第4条にお

該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第92条の改正規定から附則第17条の2の改正規定まで  
(略)

第2条から第6条まで (略)

附 則  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

(3) 第1条中壱岐市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(4)～(7) (略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1条の規定による改正後の壱岐市税条例(附則第4条にお

## 24

いて「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

以下 (略)

いて「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

以下 (略)

壱岐市税条例等の一部を改正する条例（平成31年壱岐市条例第6号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(壱岐市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3の改正規定から第91条の改正規定まで（略）</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>第15条の2から第15条の5まで（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>附則第16条の2の改正規定（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>(壱岐市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条の3の改正規定から第91条の改正規定まで（略）</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>第15条の2から第15条の5まで（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項</u>」を「<u>法附則第30条第1項</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>附則第16条の2の改正規定（略）</p> <p>以下（略）</p>	

# 26

## 壹岐市立小・中学校設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																
本則及び附則 (略)	本則及び附則 (略)																	
別表第1 (略)	別表第1 (略)																	
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壹岐市立芦辺中学校</td> <td>壹岐市芦辺町諸吉二亦触1886番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(中略)	(中略)	壹岐市立芦辺中学校	壹岐市芦辺町諸吉二亦触1886番地	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壹岐市立芦辺中学校</td> <td>壹岐市芦辺町中野郷西触400番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(中略)	(中略)	壹岐市立芦辺中学校	壹岐市芦辺町中野郷西触400番地1	(略)	(略)	
名称	位置																	
(中略)	(中略)																	
壹岐市立芦辺中学校	壹岐市芦辺町諸吉二亦触1886番地																	
(略)	(略)																	
名称	位置																	
(中略)	(中略)																	
壹岐市立芦辺中学校	壹岐市芦辺町中野郷西触400番地1																	
(略)	(略)																	
(中略)	(中略)																	
壹岐市立芦辺中学校	壹岐市芦辺町中野郷西触400番地1																	
(略)	(略)																	

壱岐市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第31条まで (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第23条第2項の指定事業者証の交付を求める<u>もの</u> 1件につき5,000円</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第31条まで (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第32条 管理者は、次の各号に該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、あらかじめ徴収する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第23条第2項の指定事業者証の交付を求める<u>者</u> 1件につき5,000円</p> <p><u>(7) 法第25条の3の2第1項の更新をする者</u> 1件につき5,000円</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

## 令和元年度 9 月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 9月補正予算主要事業一覧	2 ~ 17
3. 基金の状況（見込み）	18





## 令和元年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		24,724,300	289,700	25,014,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,041,911	12,552	4,054,463
		診療施設勘定	98,919		98,919
		計	4,140,830	12,552	4,153,382
	後期高齢者医療事業特別会計		331,677		331,677
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,483,664	32,292	3,515,956
		介護サービス事業勘定	32,390		32,390
		計	3,516,054	32,292	3,548,346
	下水道事業特別会計		333,871	1,300	335,171
	三島航路事業特別会計		116,521		116,521
	農業機械銀行特別会計		122,339	23,442	145,781
合 計		8,561,292	69,586	8,630,878	
一般会計、特別会計の合計		33,285,592	359,286	33,644,878	

### ○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	873,319		873,319
	収益的支出	857,379	1,552	858,931
	資本的收入	190,466	4,863	195,329
	資本的支出	356,907	16,954	373,861

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	特 定 財 源	財 源	財 源	
							国費	県費	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	6 企画費	自治体SDGsモデル事業	37,643	1,449	39,092	0	0	0	0
2	総務費	1 総務管理費	6 企画費	ウルトラマラソン運営費補助金	8,000	4,800	12,800	0	0	0	4,800
							ふるさと応援基金繰入金				
2	総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（滞在型観光割引事業負担金）	16,383	5,139	21,522	0	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	障害児施設措置費（給付費等）	29,862	9,915	39,777	4,957	2,478	0	0
							障害児施設措置費（給付費等）負担金	障害児施設措置費（給付費等）負担金			
3	民生費	1 社会福祉費	5 介護保険事業費	介護保険事業特別会計繰出金	502,304	21,746	524,050	10,873	5,436	0	0
							介護保険低所得者保険料軽減負担金	介護保険低所得者保険料軽減負担金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
1,449		●自治体SDGsモデル事業 SDGsの認知度向上のため、市民・企業等に対する周知啓発活動及び九州地域連携フォーラムを開催する。	1	1	吉崎市 SDGs未来 都市計画	本市は、平成30年度に内閣総理大臣から「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を実施し、地方創生の深化に繋げることを目的とする。	SDGs 未来課	14～ 15
0		●ウルトラマラソン運営費補助金 協賛金の不足により大会運営が困難なため、事業費決算見込の不足分を追加補正する。	1	5	離島活性化交付金 事業実施要綱	第4回大会となる吉崎ウルトラマラソンを実施する。過去大会の実績により、島を挙げた一大イベントとして定着しつつあり、本市の知名度アップや地域活性化に繋げる。	観光課	14～ 15
5,139		●滞在型観光割引事業負担金 旅行商品の販売実績が好調であることから、滞在型観光のさらなる推進を図るため、県事業費の拡大に伴う市町負担金の増額。 ■負担割合：国55%、県22.5%、市22.5% ・事業費増2,840千円×市22.5%	1	5	有人国境 離島地域の 保全及び特定 有人国境離 島地域に係 る地域の維 持に関する 特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かせない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉崎の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。特に吉崎市は旅行商品の販売実績が他市と比べても好調である。	観光課	16～ 17
2,480		●障害児施設措置費（給付費等） 通所給付費追加分及び社協障害児相談支援の特別地域加算による相談支援給付費追加分。	2	5	児童福祉法	児童発達支援事業の利用者負担金の無償化及び、放課後等デイサービス（社協ジュニアデイサービス）の実績増のため	こども家庭課	18～ 19
5,437		●介護保険事業特別会計繰出金 消費税率引き上げに伴い、低所得者への介護保険料軽減強化による繰出金の増額を計上。 ・非課税世帯に対する保険料軽減措置負担割合【国1/2、県1/4、市1/4】	2	2	介護保険法第124条の2	介護給付費に対する市の負担分、保険料軽減分を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	20～ 21

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他			
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	病児保育事業（施設等利用給付費）	0	200	200	100	50	0	0
										子育てのための施設等利用給付費負担金	子育てのための施設等利用給付費負担金		
3	民生費	2	児童福祉費	1	児童福祉総務費	ファミリーサポートセンター事業（施設等利用給付費）	0	280	280	140	70	0	0
										子育てのための施設等利用給付費負担金	子育てのための施設等利用給付費負担金		
3	民生費	2	児童福祉費	2	児童措置費	小規模保育施設費公定価格負担金	170,400	3,331	173,731	1,665	832	0	0
										子どものための教育・保育給付費負担金	子どものための教育・保育給付費負担金		
3	民生費	2	児童福祉費	2	児童措置費	認可外保育施設等利用費負担金	0	513	513	256	128	0	0
										子育てのための施設等利用給付費負担金	子育てのための施設等利用給付費負担金		
3	民生費	2	児童福祉費	2	児童措置費	児童扶養手当給付費（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金）	0	875	875	875	0	0	0
										児童扶養手当給付費負担金			

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
50	新規	●子育てのための施設等利用給付費（病児保育事業） 幼児教育・保育無償化に伴う病児保育事業利用料給付費。	2	5	吉崎市病児・病後児保育事業実施要綱	幼児教育・保育無償化に伴い、病児保育事業に対応した子育てのための施設利用給付費が新設された。	こども家庭課	22～ 23
70	新規	●子育てのための施設等利用給付費（ファミリーサポートセンター事業） 幼児教育・保育無償化に伴うファミリーサポートセンター事業利用料給付費。	2	5	吉崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	幼児教育・保育無償化に伴い、ファミリーサポートセンター事業に対応した子育てのための施設利用給付費が新設された。	こども家庭課	22～ 23
834		●小規模保育施設費公定価格負担金 幼児教育・保育無償化により、施設給付費を増額する。	2	5	子ども・子育て支援法	幼児教育・保育無償化に伴い、小規模保育施設に対応した子育てのための施設利用給付費が新設された。	こども家庭課	22～ 23
129	新規	●認可外保育施設等利用費負担金 ・三協事業所保育所 ・いき・さくらんぼ保育園	2	5	子ども・子育て支援法	幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設に対応した子育てのための施設利用給付費が新設された。	こども家庭課	22～ 23
0	新規	●未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 国の施策で決定した「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別交付金」事業に沿って、児童扶養手当受給者の中で法律上未婚の対象者に対し、一人1万7,500円を支給する。	2	5	児童扶養手当法	消費税率引き上げに伴い、未婚のひとり親の子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として未婚のひとり親に対して給付する。	こども家庭課	22～ 23

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	新構造改善加速化支 援事業	0	6,484	6,484	0	5,187	0	0
									新構造 改善加 速化支 援事業 補助金		
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	チャレンジ園芸10 00億推進事業	13,442	3,566	17,008	0	2,839	0	0
									チャレ ンジ園 芸10 00億 推進事 業補助 金		
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	農業用ハウス強靱化 緊急対策事業	0	4,308	4,308	0	4,308	0	0
									農業用 ハウス 強靱化 緊急対 策事業 補助金		
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	農業経営安定化支援 事業	0	2,092	2,092	0	0	0	0
5	農林水 産業費	1 農業費	4 畜産業 費	近代化施設等整備事 業	0	129	129	0	129	0	0
									放牧場 整備支 援事業 補助金		

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
1,297		<p>●新構造改善加速化支援事業補助金</p> <p>①(農)原風</p> <p>・トラクター80ps級、ロータリー、ハローの導入</p> <p>事業費12,969千円×【県2/5+市1/10】</p>	1	1	新構造改善加速化支援事業実施要綱	農業者の経営規模拡大や高付加価値化等による農業所得向上、次代の担い手の確保育成、農山村地域を活性化するための活動に必要な施設・機械の導入を支援する。	農林課	28～29
727		<p>●チャレンジ園芸1000億推進事業補助金</p> <p>①吉岐地区アスパラリノベーション組合</p> <p>・アスパラハウスのリノベーション(141a)</p> <p>事業費4,768千円×【県1/3+市1/10】≒2,066千円</p> <p>②吉岐地区中晩柑第1生産組合</p> <p>・中晩柑の新改植(35.5a)</p> <p>事業費2,500千円×【県1/2+市1/10】≒1,500千円</p>	1	1	チャレンジ園芸1000億推進事業実施要綱	農業者の収益向上を目的とした、単収向上・省力化、コスト縮減を図るための新技術(環境制御技術等)の導入やハウスのリノベーション、園芸品目の苗の新改植に取り組む農業者を支援する。	農林課	28～29
0	新規	<p>●農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金</p> <p>①吉岐地区アスパラガスハウス強靱化組合</p> <p>・ハウスの補強(1.4ha)及び防風ネットの設置(0.8ha)</p> <p>事業費8,616千円×【県(国)1/2】=4,308千円</p>	1	1	農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要綱	都道府県が策定する災害被害の未然防止に向けた取組計画に基づき実施されるハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。	農林課	28～29
2,092	新規	<p>●農業経営安定化支援事業補助金</p> <p>吉崎市農協が実施する農業経営安定化事業費の一部を補助する。自力栽培による模擬就農(研修)を行い、自立経営に向けた研鑽・検証の場を提供する。</p> <p>・トライアルハウス設置費補助金</p>	1	1	吉崎市農業振興対策事業費補助金交付要綱	吉崎市農業組合が実施している新規就農者支援事業において、1年間の農家研修後、就農しているが経営基盤・資金力・経営力等の不足により断念する農業者も増加傾向である。トライアルハウスで技術力が付くまで模擬就農し、経営力の向上を図り自立させる。	農林課	28～29
0	新規	<p>●近代化施設等整備事業補助金(放牧場整備支援事業)</p> <p>①吉岐黒牛企画株式会社</p> <p>・電気柵の設置(勝本町東触:43a)</p> <p>43a×【県30千円/10a】=129千円</p>	1	1	長崎県放牧場整備支援事業実施要領	島内全体で飼育頭数が減っていく現状の中、低コストかつ省力的な飼養方法である放牧事業によって島内で飼養する繁殖雌牛の増頭を図る。また、事業実施場所である山間農地について、放牧によって自然的に除草・耕起することで、耕作放棄地の再生を図る。	農林課	28～29

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
5	農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	県営ため池整備事業 (負担金)	0	15,000	15,000	0	0	0	0
5	農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	干害応急対策事業	0	7,210	7,210	0	5,340	0	0
								干害応急対策事業補助金			
5	農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	農業水利施設ストック マネジメント事業	0	21,000	21,000	0	21,000	0	0
								農業水利施設 ストックメン ジメント事業 補助金			
5	農林水 産業費	3 水産業 費	3 漁港管 理費	県営漁港事業(負担 金)	0	1,740	1,740	0	0	0	0
5	農林水 産業費	3 水産業 費	4 漁港漁 場整備 費	水産物供給基盤機能 保全事業	106,479	957	107,436	0	0	0	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
15,000	新規	<p>●県営ため池整備事業負担金</p> <p>①吉岐地区水利施設等保全高度化事業 ・低地溜堀法面保護工事(4箇所) 事業費150,000千円×【市10%】=15,000千円</p>	1	1	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	<p>水稻・畑作の水源施設の老朽化に伴う、低地ため掘の法面の浸食により、施設の維持管理や土砂堆積による貯水量の低下が問題となっている。</p> <p>県営吉岐管内の25ため堀を順次改修し、今年度をもって最終年度となる。</p> <p>今年度4溜堀の水源施設改修を行い、施設の長寿命化を図り、持続可能な農業振興を図ることを目的とする。</p>	農林課	28～29
1,870	新規	<p>●干害応急対策事業補助金(6団体 13件)</p> <p>①送水管の設置(3件) 事業費5,700千円×【県1/3+市1/10】=2,470千円</p> <p>②ボーリング工事(3件) 事業費6,300千円×【県1/3+市1/10】=2,730千円</p> <p>③揚水機の購入(7件) 事業費6,700千円×【県2/10+市1/10】=2,010千円</p>	1	1	長崎県干害応急対策事業費補助金実施要綱	<p>異常なる干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農産物が枯死するおそれがあるため、これに対して干害応急対策を実施した団体または、2戸以上の農家(共同施行者)を支援する。</p>	農林課	28～29
0	新規	<p>●農業水利施設ストックマネジメント事業補助金</p> <p>①郷ノ浦地区(当田ダム) ・事業費10,000千円×【国55%+県15%】=7,000千円</p> <p>②芦辺地区(梅ノ木ダム) ・事業費20,000千円×【国55%+県15%】=14,000千円</p>	1	1	長崎県地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱	<p>供用開始後40年が経過している農業用水利施設(畑総)について、郷ノ浦東部改良区および芦辺土地改良区が事業主体なり団体営事業でパイプライン更新を行う。</p> <p>県補助金を間接補助として市経由で実施することとなったため、実施要綱に基づき支援する。</p>	農林課	28～29
1,740	新規	<p>●県営漁港事業負担金</p> <p>①生産基盤(一般)大島漁港(長島地区用地舗装) ・事業費17,400千円×【市10%】=1,740千円</p>	1	2	漁港漁場整備法	<p>県営漁港整備事業に関する地元負担金</p>	水産課	30～31
957		<p>●諸津漁港機能保全計画修正業務</p> <p>諸津漁港後諸津地区において、-2.0m物揚場のエプロン及びその周辺が沈下しており、エプロン内部の空洞化の恐れがあることから現地調査を実施し、既存の機能保全計画書を修正する。</p> <p>・委託料増 957千円</p>	1	2	漁港漁場整備法	<p>市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修工事を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに維持管理費の平準化を目指す。</p>	水産課	30～31

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	
							国費	県費	地方債	その他	
6	商工費	1 商工費	2 商工振 興費	エコアイランド推進 事業	1,475	20,068	21,543	19,709	0	0	0
							エネルギー構 造高度 化・転 換理解 促進事 業補助 金				
7	土木費	2 道路橋 りよう 費	2 道路橋 りよう 維持費	道路維持補修事業	184,152	21,000	205,152	0	0	0	0
7	土木費	2 道路橋 りよう 費	3 道路橋 りよう 新設改 良費	道路改良事業（単 独）	111,706	8,000	119,706	0	0	0	0
7	土木費	2 道路橋 りよう 費	3 道路橋 りよう 新設改 良費	県営道路整備事業 （負担金）	0	3,657	3,657	0	0	0	0
7	土木費	3 河川費	1 河川総 務費	県営自然災害防止事 業（負担金）	0	293	293	0	0	0	0

【彦岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
359		●Power-to-Gas実用化実証システム導入事業 再生可能エネルギー（太陽光・風力）の導入を促進するため、余剰となる再生可能エネルギーを水素として貯蔵し、必要に応じて再生可能エネルギー化するシステムの島内実用化を図る。本年度に水素エネルギー化実証システム導入のための調査・設計業務を行い、次年度に実証試験システム設備を導入する。	3	2	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱	全世界的に解決が図られるべき喫緊の課題である地球温暖化防止に資する低炭素のしまづくり実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。 九州本土地域と電力の系統が連携していない離島である本市において、再生可能エネルギーを安定的に利用するために、水素を組み合わせたエネルギーシステムを構築し、市内での再生可能エネルギー導入率100%を目指す。	SDGs 未来課	32～ 33
21,000		●市道維持補修工事 市道宮原久喜線側溝補修他4件	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	32～ 33
8,000		●道路改良費（単独）測量業務委託料 ①市道流湯岳線 ②市道郡線 ③市道田ノ上線	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設課	34～ 35
3,657	新規	●県営道路整備事業負担金 ①県道郷ノ浦沼津勝本線（勝本町立石西触） 【市 15%】	5	1	—	国道・県道整備事業に伴う県営事業負担金	建設課	34～ 35
293	新規	●県営自然災害防止事業負担金 ①海岸自然災害防止事業（麦谷海岸） 【市 5%】 ②海岸自然災害防止事業（長峰本村海岸） 【市 5%】	5	1	—	自然災害防止事業に伴う県営事業負担金	建設課	34～ 35

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	特 定 財 源	財 源	財 源
							国費	県費	地方債	その他
7 土木費	3 河川費	2 急傾斜 地崩壊 対策費	急傾斜地崩壊対策事 業（負担金）	0	5,054	5,054	0	0	0	0
7 土木費	4 港湾費	1 港湾管 理費	勝本港埋立申請図書 作成業務	0	1,889	1,889	0	0	0	0
7 土木費	4 港湾費	1 港湾管 理費	県営港湾整備事業 （負担金）	0	12,500	12,500	0	0	0	0
7 土木費	4 港湾費	1 港湾管 理費	船だまり整備事業	0	1,400	1,400	0	0	0	0
7 土木費	7 住宅費	2 住宅建 設費	住宅建設費	206,340	13,500	219,840	0	0	0	0

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
5,054	新規	<p>●<b>県営急傾斜崩壊対策事業負担金</b></p> <p>①今井崎地区急傾斜地崩壊防止対策事業【市10%】</p> <p>②瀬戸浦東部地区急傾斜地崩壊防止対策事業【市10%】</p> <p>③黒瀬西地区Ⅱ急傾斜地崩壊防止対策事業【市5%】</p>	3	3	—	急傾斜地崩壊対策事業に伴う県営事業負担金	建設課	34～ 35
1,889	新規	<p>●<b>勝本港埋立申請図書作成業務</b></p> <p>県事業により整備される係留施設の背後地の埋立に関連する工事（用地整備、排水整備、駐車場整備等）を市が実施する。</p> <p>・埋立申請図書作成業務 1,889千円</p>	5	2	—	勝本町勝本浦の中央にあたる黒瀬地区の埋立を実施し、辰の島遊覧・海水浴の受付案内所、直売所、駐車場等を整備することにより沓岐島北部の観光拠点とする。併せて、周辺の商店街、朝市、史跡等を活かし、地域振興及び活性化を図る。	水産課	34～ 35
12,500	新規	<p>●<b>県営港湾整備事業負担金</b></p> <p>①郷ノ浦港（漁協浮棧橋屋根設置）</p> <p>・事業費100,000千円×【市12.5%】</p>	5	2	—	県営港湾整備事業に関する地元負担金	水産課	34～ 35
1,400	新規	<p>●<b>船だまり整備事業補助金</b></p> <p>①勝本港タンス地区浮棧橋整備補助金</p> <p>・補助対象事業費上限2,000千円×【市7/10】</p>	5	2	沓岐市船だまり整備事業補助金交付要綱	老朽化した施設を改修し、良好な状態に維持することにより、利用者の安全性・利便性を確保する。	水産課	34～ 35
13,500		<p>●<b>公営住宅建設費</b></p> <p>①安泊団地（1-B棟）内部改修工事減額（設計業務）</p> <p>②安泊団地（1-B棟）下水道接続等改修事業（設計業務・監理業務・工事請負費）</p> <p>③八幡団地（1～3棟）室内配線修繕事業（設計業務・工事請負費）</p> <p>④永田団地B棟駐車場舗装工事（工事請負費）</p>	3	1	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	沓岐市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	34～ 37

令和元年度9月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	特 定 財 源	財 源	財 源	
							国費	県費	地方債	その他	
9	教育費	3 中学校費	1 中学校管理費	芦辺中学校校舎（旧田河中）解体事業	62,260	1,600	63,860	0	0	0	0
9	教育費	5 社会教育費	4 公民館費	沓岐文化ホール管理費	89,772	4,366	94,138	0	0	0	0
9	教育費	5 社会教育費	6 文化財保護費	一支国博物館活用推進事業	43,000	3,000	46,000	1,500	0	0	0
							離島活性化交付金				
9	教育費	7 学校給食費	1 学校給食費	学校給食運営費（修繕料）	5,000	4,043	9,043	0	0	0	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり  
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり  
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり  
5国内外交流が盛んなまちづくり  
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
1,600		●芦辺中学校校舎（旧田河中）解体工事設計業務 トイレ棟の解体面積の増による設計業務委託料の増。 ・設計業務増 1,600千円	4	1	—	芦辺中学校校舎の改築移転に伴い、現校舎を解体する必要がある。	教育 総務 課	38～ 39
4,366		●消防設備不備修繕料 年2回の消防設備点検時の指摘に伴い修繕する。 ●空調設備改修工事 機械室換気設備の改修を行う。	4	4	吉岐文化 ホール条 例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年数が超過している設備等の改修を行う。	社会 教育 課	40～ 41
1,500	新規	●一支国博物館情報発信強化事業 一支国博物館10周年を契機に、一支国博物館を中心とした吉岐島の魅力を発信する映像等の情報発信ツールを制作し、旅行会社への営業をはじめ、プロモーション活動を強化する。	1	5	長崎県立 埋蔵文化 財セン ター・吉 岐市立一 支国博物 館整備基 本計画	博物館の運営事業をより効果的・効率的に実施するため、指定管理者へ委託している。 (指定管理期間：H31.4.1～H36.3.31)	観光 課	40～ 41
4,043		●学校給食センター排水処理施設膜取替修繕 B系統（175枚の膜カートリッジ）の破損による取替修繕	4	1	—	市内小・中学校へ安全で安心な学校給食を提供するとともに、児童生徒の心身の健全な発達に資する。	教育 総務 課	40～ 41

## 令和元年度 9月補正予算の主要事業

### ■介護保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債	その他
3	地域支 援事業 費	3 包括的 支援事 業・任 意事業 費	1 包括的 支援事 業・任 意事業 費	高齢者生きがい活動 促進事業	0	996	996	996	0	0	
							高齢者 生きが い活動 促進事 業補助 金				

【各岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0	新規	<p>●高齢者生きがい活動促進事業補助金</p> <p>高齢者自らが健康づくり活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を行う団体の立ち上げ支援等を行うため、先駆的な活動を行うボランティア団体等の設立準備、事務所等活動拠点の初年度設備整備等に必要となる経費に対して補助金を交付する。</p>	2	2	高齢者生きがい活動促進事業実施要綱	<p>高齢者等が、地域社会の中で役割をもって、いきいきと生活できるよう有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、当該活動を行う団体等の立ち上げを支援することを目的とする。</p>	保険課	～

## 基金の状況（見込み）

### ○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度		平成30年度末 現在高	平成31年度（見込み）		平成31年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,603,322	346	400,000	1,203,668	298	400,000	803,966	
減債基金	2,764,054	1,105	1,000,000	1,765,159	1,867	1,100,000	667,026	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	508,939	168	193,500	315,607	132	190,500	125,239
	地域福祉基金	740,270	0	47,500	692,770	0	4,200	688,570
	老人ホーム事業施設整備基金	186,565	33	2,700	183,898	19	8,700	175,217
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,732	53,384	30,000	149,116	35,111	30,000	154,227
	沿岸漁業振興基金	51,137	17,043	17,037	51,143	17,043	17,037	51,149
	教育振興基金	7,601	2	300	7,303	1	300	7,004
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,741	0	0	10,741	2	0	10,743
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	1,451,000	914,600
	ふるさと応援基金	325,294	286,621	177,800	434,115	350,033	265,500	518,648
	過疎地域自立促進特別事業基金	467,045	264,764	261,950	469,859	263,088	100,400	632,547
	本庁舎建設基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	50,010	0	200,011
	学校施設整備基金積立金	100,000	50,001	0	150,001	100,037	0	250,038
	森林環境譲与税基金積立金					3,066	0	3,066
小 計	6,037,504	722,017	730,787	6,028,734	818,542	2,067,637	4,779,639	
計	10,404,880	723,468	2,130,787	8,997,561	820,707	3,567,637	6,250,631	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	255,652	27	0	255,679	26	80,000	175,705
	直営診療所財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
	介護給付費準備基金	61,836	3	0	61,839	7	4,981	56,865
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	14,400	8,301	1,047	21,654	7,843	12,589	16,908
計	331,888	8,331	1,047	339,172	7,876	97,570	249,478	
合 計	10,736,768	731,799	2,131,834	9,336,733	828,583	3,665,207	6,500,109	

### ○定額運用基金

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度		平成30年度末 現在高	平成31年度（見込み）		平成31年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	14,474	0	0	0	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	4,000	0	47,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	14,474	65,566	4,000	0	69,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	10,816,808	731,799	2,146,308	9,402,299	832,583	3,665,207	6,569,675
-----------------	------------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

## 平成30年度

# 各会計決算概要

1. 健全化判断比率等の概要について	1～2
2. 平成30年度実質収支に関する調書	3～4
3. 平成30年度普通会計決算状況カード	5～6
4. 平成30年度における主要施策の成果説明	7～33
5. 平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	34



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
  - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
  - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
  - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
  - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

## 平成30年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1	歳入総額	26,719,060	4,130,218	98,295	329,641
2	歳出総額	25,821,105	4,000,093	98,295	325,156
3	歳入歳出差引額	897,955	130,125	0	4,485
4	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額	412,057			
	(3) 事故繰越繰越額	10,052			
	計	422,109	0	0	0
5	実質収支額	475,846	130,125	0	4,485
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		下水道事業 特別会計	三島航路事業 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1	歳入総額	3,471,070	63,946	342,082	116,354
2	歳出総額	3,430,584	31,781	341,746	116,354
3	歳入歳出差引額	40,486	32,165	336	0
4	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5	実質収支額	40,486	32,165	336	0
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

## 平成30年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		農業機械銀行 特別会計			
1 歳	入 総 額	152,197			
2 歳	出 総 額	128,753			
3 歳	入 歳 出 差 引 額	23,444			
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0			
5 実 質 収 支 額		23,444			
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金					

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1 歳	入 総 額	8,703,803	35,422,863
2 歳	出 総 額	8,472,762	34,293,867
3 歳	入 歳 出 差 引 額	231,041	1,128,996
4 翌年度へ 繰り越す べき財源	(1) 継続費通次繰越額	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	412,057
	(3) 事故繰越繰越額	0	10,052
	計	0	422,109
5 実 質 収 支 額		231,041	706,887
6 実質収支のうち地方自治法第 233条の2の規定による基金繰入金		0	0

未定稿

平成30年度決算状況

都道府県名		長崎県		コード番号	422100	市町村類型	I-1
市町名		市町名		ふりがな	いぎし 壱岐市	30年度交付税種地区分	種地 1-1
国調	27年	27,103 人	km <sup>2</sup>	人口密度	人/km <sup>2</sup>	人口集中地区	人口 (人)
	22年	29,377 人	139.42		194.40	区 分	第 1 次
	17年	31,414 人				第 2 次	第 3 次
	増減率	△ 7.7 %	△ 6.5 %	市町村の沿革(合併状況)			
	住民基本台帳	H31.3.31	26,536 人	平成16年3月1日、次の4町の新設合併により市制施行 郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町			
業 務	27年	2,657 人	20.4 %	15.0 %	64.6 %	業 務	第 1 次
業 務	22年	3,141 人	22.8 %	16.0 %	61.2 %	業 務	第 2 次
業 務	国調					業 務	第 3 次
区 分	平成30年度	平成29年度	区 分	指 標 等	指定団体等の状況		
1 歳 入 総 額 A	千円	千円	基準財政	千円	・ 財政再建		
2 歳 出 総 額 B	26,797,021	25,252,981	需要額	11,277,688	・ 不交付		
3 歳入歳出差引額 A-B C	25,875,622	24,463,618	基準財政	千円	・ 低開発		
4 翌年度に繰り越すべき財源 D	921,399	789,363	収入額	2,465,565	・ 農工	○	
5 実質収支 C-D E	千円	千円	標準財政規模	12,563,863	・ 産炭		
実質収支比率	ア	イ	財政力指数	0.218	・ 法適過疎	○	
6 単 年 度 収 支 F	422,109	328,845	経常収支	※( 96.0 ) %	・ 県単過疎		
7 積 立 金 G	3.97 %	3.56 %	比 率	92.3	・ 離島	○	
8 繰上償還金 H	アーイ		公債費比率	— %	・ 辺地	○	
9 積立金とりくずし額 I	38,772	△ 145,674	債務負担行為を	— %	・ 半島地域		
10 実質単年度収支 F+G+H-I J	346	909	含む公債費比率	— %	・ テクノ		
収益事業収入額	430,812	0	起 債	— %	・ 事務の共同		
徴 税 費 率	400,000	400,000	制限比率	— %	・ 処理の状況		
	69,930	△ 544,765	積立金現在高	千円	・ 消防		
	6.1 %	6.4 %	内 財調基金	9,019,215	・ ごみ処理		
			減債基金	1,203,668	・ し尿処理		
			その他	1,765,159	・ 介護保険		
			地方債現在高	6,050,388	・ 小学校関係		
			債務負担行為額	千円	・ 中学校関係		
			<財政健全化指標>	26,357,398	・ 山林関係		
			実質赤字比率	千円	・ 火葬場		
			連結実質赤字比率	1,508,535	・ 税務事務		
			実質公債費比率	%	・ その他( )		
			将来負担比率	—			
				5.5			
				13.0			
一 般 職 員 等 ( 普 通 会 計 ) H31.4.1現在				特 別 職 員			
区 分	職員数 A	給料月額 B	一人当たり支給月額 B/A	区 分	改定実施年月日	給料(報酬)月額	
一般職員	人	千円	円	市 町 長	H20.5.1	千円	
技能労務職員	295	94,509	320,369	副 市 町 長	H20.5.1	800 (1人)	
教育公務員	2	611	305,500	教 育 長	H20.5.1	640 (1人)	
消防職員	24	8,038	334,917	議 会 議 長	H21.8.7	576 (1人)	
臨時職員	62	16,398	264,484	議 会 副 議 長	H21.8.7	380 (1人)	
				議 会 議 員	H21.8.7	330 (1人)	
合 計	383	119,556	312,157			300 (14人)	
公 営 事 業 等 の 状 況	事業名	法適用の有無	収 支 額	普通会計からの繰入額	事業名	法適用の有無	収 支 額
	国民(事業勘定)	有(無)	千円	千円	下水道(公共下水道)	有(無)	千円
	国保(直診勘定)	有(無)	130,125	379,527	下水道(漁業集落)	有(無)	104
	後期高齢者医療事業	有(無)	0	26,504	三島航路事業	有(無)	0
	介護保険(保険勘定)	有(無)	4,484	126,211	水道事業	有(無)	0
	〃(介護サービス勘定)	有(無)	40,486	504,463			70,868
			0				386,458

※「経常収支比率」欄の上段( )は、減税補てん債及び臨時財政対策債を計算式の分母から除いた比率



平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
総務費	一般管理費	58,143,200	57,503,800	0	639,400	公用車購入	3,812,400
						特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金	18,400
						街頭防犯カメラ設置工事補助金	3,672,000
						本庁舎建設基金積立金	50,001,000
	自治公民館費	37,987,000	37,985,370	0	1,630	安全・安心のまちづくり交付金	8,421,150
						自治公民館運営費等交付金	8,275,500
						行政協力事務交付金	21,288,720
	財産管理費	46,912,200	46,228,518	0	683,682	沓崎市個別施設計画策定業務	5,118,000
						沓岐自動車教習所下水道接続工事	2,639,520
						沓崎市役所郷ノ浦庁舎駐車場整備事業	
						工事請負費（舗装工事）	11,175,840
						工事請負費（造成工事）	14,100,480
						用地購入費	13,194,678
	交通対策費	92,168,000	92,092,000	0	76,000	地域公共交通再編実施計画策定事業	4,536,000
						地方バス路線維持対策事業補助金	69,223,000
						離島航空路新規路線対策事業補助金	18,333,000
	企画費	358,238,000	340,542,704	0	17,695,296	第3次沓崎市総合計画策定業務	5,000,000
						ふるさと納税プロモーション事業	9,158,400
						自治体SDGsモデル事業	28,566,000
						コミュニティ助成事業	1,700,000
離島交流事業（第11回全国離島交流中学生野球大会）						2,000,000	
ふれあい交流事業						3,878,095	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	企画費					まちづくり市民力事業 3,619,000
						ふるさと応援基金積立金 286,621,209
	情報管理費	44,500,000	39,603,306	0	4,896,694	情報システム改修 26,925,480
						CATV施設更新計画策定業務 10,584,000
						情報通信ケーブル移設工事 2,093,826
	地域振興推進費	79,949,000	73,989,402	4,000,000	1,959,598	沓岐なみらい創りプロジェクト業務 5,238,000
						生涯活躍のまち推進プロジェクト事業 9,990,000
						起業家人材育成事業 6,318,000
						ながさき移住サポートセンター負担金 631,000
						定住奨励事業補助金【R1へ繰越】 15,147,000
Uターン促進短期滞在費補助金 234,000						
島外通勤・通学者交通費助成事業 5,019,150						
ウルトラマラソン運営費補助金 8,000,000						
沓岐市まち・ひと・しごと創生補助金 12,700,000						
福岡市・九州離島広域連携協議会負担金 10,712,252						
国際化推進費	24,700,000	21,078,960	0	3,621,040	ビジット・ジャパン地方連携事業 500,000	
					インバウンド対策事業 20,478,960	
					インバウンドおもてなし向上補助金 100,000	
庁舎整備費	855,400,000	552,182,960	251,540,000	51,677,040	市役所庁舎耐震改修事業	
					監理業務【H29繰越】 13,647,960	
					耐震改修工事【H29繰越】 238,129,360	
					監理業務【R1へ繰越】 7,757,640	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	庁舎整備費					耐震改修工事【R1へ繰越】 292,648,000
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業	494,419,000	401,549,705	0	92,869,295	長崎県離島航路航空路運賃低廉化協議会負担金 50,955,316
						離島輸送コスト支援事業（農林） 55,162,754
						離島輸送コスト支援事業（水産） 34,557,731
						滞在型観光促進事業 30,942,000
						滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業） 8,799,904
						滞在型観光システム構築事業 5,000,000
						しまづくり事業 8,394,000
						雇用機会拡充事業 172,152,000
						雇用機会拡充事業（地方創生推進交付金事業） 35,586,000
民生費	社会福祉総務費	1,050,614,000	1,012,519,560	0	38,094,440	民生委員協議会運営事業 7,158,155
						生活困窮者自立支援事業 14,967,000
						民児協・慰霊祭事務局運営費 5,000,000
						社会福祉法人施設整備費補助金 16,530,000
						移動支援費 20,411,420
						自立支援医療費 36,237,730
						障害児福祉手当 1,302,870
						障害者日常生活用具給付費 8,101,563
						障害者福祉医療費 70,145,059
						身体障害者補装具給付費 7,924,218
						特別障害者手当 22,207,430
						日中一時支援事業費 37,086,924

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	社会福祉総務費					障害福祉サービス費 755,228,520 療養介護医療費 10,218,671
	社会福祉施設費	182,226,600	181,252,000	0	974,600	勝本町大坂地区老人憩いの家改修事業 設計監理業務 507,600 維持補修工事 5,454,000 郷ノ浦デイサービスセンター管理費 6,733,000 勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費 32,629,000 勝本ふれあいセンター「かざはや」全天候型ゲートボール場整備事業 設計監理業務【H29繰越】 3,024,000 設備等整備工事【H29繰越】 83,491,520 芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費 21,698,000 石田総合福祉センター管理費 11,692,000 石田総合福祉センターエレベーター改修事業 設計監理業務 686,880 施設改修工事 15,336,000
	老人福祉事業	38,020,380	36,227,680	0	1,792,700	敬老祝金 9,850,000 外出支援サービス事業 6,221,600 三島航路乗船カード交付事業 2,163,380 はり灸等券助成（老人） 7,948,500 入湯券助成（老人） 10,044,200
	児童福祉総務費	60,109,000	56,020,678	0	4,088,322	ファミリーサポートセンター事業 2,360,000 放課後児童クラブ等育成事業 29,761,731

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
民生費	児童福祉総務費					病児保育事業	9,240,000
						子育て支援事業	499,500
						子育て支援拠点事業	12,331,166
						地域少子化対策強化事業	1,828,281
	児童措置費	795,980,244	777,699,350	0	18,280,894	児童手当給付	410,875,000
						児童扶養手当給付	153,559,340
						私立保育所運営費委託	96,162,960
						小規模保育施設負担金	117,102,050
	保育所費	351,158,400	346,828,772	0	4,329,628	認定こども園新築事業（石田認定こども園）	
						測量業務	1,058,400
監理業務						4,104,000	
施設整備工事（建築主体・機械設備・電気設備・駐車場整備）						290,596,680	
施設設備等解体撤去工事						3,216,240	
土地購入費						4,250,400	
電柱移設替補償費						893,052	
保育所等整備交付金事業（めぐみ保育園）	42,710,000						
衛生費	後期高齢者医療費	391,947,000	391,946,096	0	904	後期高齢者医療療養給付費負担金	391,946,096
	保健衛生総務費	50,750,000	48,225,544	0	2,524,456	がん検診事業	27,820,114
						母子保健健診等委託	18,612,430
						食生活改善推進員活動費補助金	1,793,000
予防費	72,376,000	65,196,824	0	7,179,176	一般予防対事業	65,196,824	
環境衛生費	976,267,000	110,458,310	863,325,000	2,483,690	野犬捕獲業務委託	4,560,000	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
衛生費	環境衛生費					火葬場管理費 17,642,059 葬斎場建築事業 設計業務【H29繰越】 24,816,000 監理業務【R1へ繰越】 0 設備等整備工事【R1へ繰越】 3,624,480 土地購入費 2,000,000 備品購入費【R1へ繰越】 0 海岸漂着物回収・運搬・処理事業 55,222,735 使用済自動車等海上輸送費補助金 2,593,036
	清掃総務費	44,068,000	42,280,086	0	1,787,914	リサイクル報奨金 8,863,200 自動車騒音常時監視及び面的評価業務 810,000 沓崎市リサイクルセンター運営委託 21,924,000 水質検査業務委託 6,102,000 ごみ袋等取扱業務委託 4,580,886
	塵芥処理費	494,344,800	485,903,207	0	8,441,593	ごみ袋作製 18,646,200 トレイ等分別作業委託 4,104,000 一般廃棄物処理業務委託（環境管理組合） 232,772,000 古紙類等資源化処理業務委託 40,068,000 主要道路空き缶空き瓶等回収業務委託 283,634 不法投棄物撤去処理業務委託 4,053,202 たかのはら憩の森周辺環境管理費 3,267,209 クリーンセンター管理費 182,708,962

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
衛生費	し尿処理費	206,413,025	192,810,242	11,815,200	1,787,583	勝本町自給肥料供給センター管理費 34,257,443 勝本町自給肥料供給センターバキューム散布車購入事業【R1へ繰越】 0 汚泥再生処理センター管理費 158,552,799
	合併処理浄化槽設置整備費	49,746,000	47,442,250	0	2,303,750	水洗便所等改造資金融資利子補助金 4,250 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 47,438,000
商工費	商工振興費	377,501,130	373,066,900	0	4,434,230	郷ノ浦祇園山笠振興会事業補助金 1,080,000
						商工業振興資金利子補給補助金 2,649,408
						商工会運営費補助金 11,915,000
						商工業振興イベント補助金（一支国幼児相撲大会事業） 490,000
						商工業まつり事業補助金 2,800,000
						地場産品育成事業補助金 187,000
						企業立地促進事業補助金 5,660,000
						ふるさと就職支援事業補助金 9,890,000
						沓崎市産業支援センター運営費等補助金 39,134,698
						沓崎市ふるさと商社運営費等補助金 28,995,403
						商工振興預託金事業貸付金 50,000,000
						しま共通地域通貨発行業務委託料 176,450,000
						マリンパル沓岐指定管理委託料 5,130,000
						食関係イベント実施事業 2,980,800
観光物産展開催業務委託料 3,997,512						
沓岐物産品販売促進事業補助金 655,130						
諏訪市物産展事業補助金 765,000						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
商工費	商工振興費					朝来市交流促進事業補助金 688,000 沓岐焼酎振興事業補助金 2,000,000 木質バイオマスエネルギー設備導入事業化計画策定 8,856,000 水素・再生可能エネルギー導入ビジョン策定 10,331,261 再生可能エネルギー導入・活用拡大可能性調査 4,167,288 再生可能エネルギー導入拡大に係る事業性評価 4,244,400
	観光振興事業	72,531,000	69,025,231	0	3,505,769	観光案内設置事業 8,913,240 沓岐行き観光サポーター事業 299,160 ラッピングバスによる沓岐宣伝業務 815,400 沓岐夜神楽「文化遺産の舞」公演事業 999,000 大型客船入港歓迎セレモニー事業 150,000 子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業 869,400 沓岐市観光強化対策事業 12,199,680 戦略的情報発信強化事業 21,199,320 日本遺産関連PR事業 3,875,040 沓岐の自然を守る会負担金 300,000 花火大会補助金 1,768,000 海開き行事補助金 149,691 勝本港まつり事業補助金 224,000 ツインズビーチフェスティバル事業補助金 506,000 清石浜夏夢祭事業補助金 238,000 伝統行事保存会事業補助金 340,000

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
商工費	観光振興事業					湯本温泉港まつり事業補助金	272,000
						無人島「辰ノ島フェスティバル」事業費補助金	505,000
						沓岐行き教育旅行手荷物配送支援事業補助金	256,600
						滞在型観光誘客促進事業補助金	59,000
						島外スポーツ団体等誘致促進事業補助金	7,688,000
						沓岐行き教育旅行推進事業費補助金	7,398,700
	観光連盟運営費	55,010,000	55,000,000	0	10,000	沓岐市観光連盟運営費補助金	43,500,000
						イベント振興事業補助金（サイクルフェスタ・新春マラソン）	10,845,000
						沓岐市観光連盟事業費補助金（スポーツ大会等）	655,000
	観光施設管理費	131,234,000	125,348,495	0	5,885,505	沓岐市海水浴場及びキャンプ場監視業務	13,716,000
					観光案内板整備改修工事		
					設計監理業務	299,160	
					施設設備等改修工事	1,533,600	
					鹿ノ埼地区環境整備工事	3,397,360	
					サンドーム沓岐屋内競技場等管理業務	1,800,360	
					イルカパーク環境調査業務委託	1,468,800	
					イルカ飼育管理業務（漁協・振興会）	18,267,868	
					イルカパークリブランディング事業包括業務	42,471,000	
					筒城浜ふれあい広場指定管理料	2,570,000	
					国民宿舎沓岐島荘駐車場整備工事	3,722,760	
					国民宿舎沓岐島荘食堂改修工事		
					設計監理業務	205,200	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
商工費	観光施設管理費					施設改修工事 3,987,360 彦岐市まち・ひと・しごと創生補助金(彦岐島リゾートプロジェクト) 31,909,027
	福岡事務所費	5,832,000	5,616,000	0	216,000	福岡事務所 ラジオ活用発信・誘客拡大事業 5,616,000
	一支国博物館管理費	53,794,000	53,005,801	0	788,199	彦岐市立一支国博物館指定管理業務 50,145,801 彦岐市立一支国博物館に係る情報システム整備業務委託 2,860,000
	一支国博物館活用推進事業費	39,929,000	39,929,000	0	0	彦岐市立一支国博物館活用推進業務 39,929,000
農林水産 業費	農業振興費	4,250,000	3,241,600	0	1,008,400	農地流動化奨励補助金 3,241,600
	農業振興事業	152,077,000	135,611,301	0	16,465,699	彦岐市定住促進事業業務委託 774,000 農業振興対策事業補助金 新規就農者独立支援事業 1,800,000 土地基盤整備事業(暗渠排水・小規模基盤整備等) 2,983,000 葉たばこ産地維持対策事業 1,092,000 園芸ブランド力強化対策事業(ハウス等) 601,000 担い手育成総合支援協議会補助金 1,232,000 認定農業者協議会活動費補助金 2,686,500 ながさき集落営農育成総合支援事業 4,000,000 有害鳥獣被害防止対策事業(タイワンリス駆除) 13,111,843 有害鳥獣被害防止対策事業(イノシシ駆除) 764,958 有害鳥獣被害防止対策事業(カラス駆除) 704,000 有害鳥獣被害防止対策事業(鹿駆除) 412,500 彦岐出合いの村施設等管理業務 28,500,000 彦岐風民の郷施設等管理業務 6,700,000

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産 業費	農業振興事業					猿岩物産館施設等管理業務	2,800,000
						新構造改善加速化支援事業	31,211,000
						農業次世代人材投資資金事業	4,500,000
						経営体育成支援事業	6,036,000
						経営所得安定対策推進事業	10,195,000
						農地中間管理機構地域集積金	10,794,500
						儲かるながさき水田経営育成支援事業	2,811,000
						チャレンジ1000億推進事業	1,902,000
	畜産振興事業費	223,480,000	79,030,000	123,394,000	21,056,000	『壱岐牛』維持確保緊急対策事業	14,240,000
						地域肉用牛緊急増頭対策事業	19,040,000
						地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業	12,398,000
						長崎県和牛共進会	1,350,000
						長崎県肉用牛パワーアップ事業	1,572,000
						長崎県家畜導入事業	20,380,000
						長崎県畜産クラスター構築事業【R1へ繰越】	10,050,000
農村整備事業	431,514,000	429,789,467	0	1,724,533	土地改良区経常経費補助金	51,766,000	
					土地改良施設維持管理適正化事業		
					土地改良施設維持管理適正化事業賦課金	5,250,000	
					土地改良施設維持管理適正化事業賦課金補助金	9,970,000	
					県営事業負担金		
					県営ため池整備事業	16,637,084	
県営自然災害防止事業	2,060,100						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産 業費	農村整備事業					県営老朽ため池整備事業	6,477,589
						県単独土地改良調査費	528,120
						日本型直接支払制度事業	
						いき農村環境保全協議会負担金	2,598,600
						多面的機能支払交付金	119,940,661
						中山間地域等直接支払制度事業交付金	194,057,313
						環境保全型農業直接支援対策交付金	20,504,000
	林業振興事業	29,519,000	20,212,000	0	9,307,000	緑の少年団運営費補助金	156,000
						ながさき森林づくり担い手対策事業補助金	2,344,000
						保全松林緊急保護整備事業	
						衛生伐倒駆除	10,131,480
						森林病虫害防除事業	
						松くい虫航空防除基地作業委託	1,765,800
						松くい虫航空防除散布委託	1,246,320
	松くい虫地上散布委託	3,531,600					
松くい虫薬剤樹幹注入作業委託	1,036,800						
治山事業	3,250,000	1,513,000	0	1,737,000	自然災害防止事業		
					被災住宅等林地災害土砂除去補助金(21件)	1,513,000	
水産業総務費	72,163,000	67,846,409	0	4,316,591	沓岐栽培センター管理費	54,816,942	
					沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金	13,029,467	
水産業振興費	433,614,000	391,702,271	0	41,911,729	漁業近代化資金等利子補給事業	8,366,383	
					漁場監視活動事業	13,100,000	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
農林水産業費	水産業振興費					漁獲安定共済事業	1,696,602
						漁船近代化機器導入事業	2,283,000
						漁船損害補償事業	4,379,747
						漁業用燃油対策事業	54,174,190
						新水産業収益性向上・活性化支援事業	13,234,000
						水産物ブランド化事業	2,500,000
						水産業強化支援事業（浜の活力再生交付金）	24,304,000
						離島漁業再生支援交付金	246,957,125
						漁業就業者確保育成総合対策事業	
						担い手体験取組事業	1,357,556
						受け皿づくり事業	477,668
						技術習得支援事業	9,800,000
						漁業後継者対策事業	1,700,000
						認定漁業者支援事業	7,372,000
水産基盤整備事業費		263,375,168	214,254,760	47,044,000	2,076,408	漁村再生交付金事業	
						インフラ等整備工事【H29繰越】	28,581,480
						調査業務	928,800
						インフラ等整備工事【R1へ繰越】	73,924,680
						水産物供給基盤機能保全事業	
						調査設計業務【H29繰越】	464,400
						インフラ等改修工事【H29繰越】	43,130,480
調査設計業務【R1へ繰越】	3,700,000						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
農林水産業費	水産基盤整備事業費					インフラ等改修工事 63,524,920
土木費	道路橋りょう維持費	254,462,424	200,480,000	53,500,000	482,424	道路維持補修事業 維持補修工事【H29繰越】 8,952,760 維持修繕料 29,803,060 環境管理業務委託 19,764,000 維持補修工事【R1へ繰越】 124,993,680 維持管理業務補助金 16,966,500
	道路橋りょう新設改良費	690,408,200	483,304,629	198,548,520	8,555,051	道路改良費（補助） 市道住吉湯ノ本線道路改良工事【H29繰越】 44,622,760 市道南明寺線道路改良工事【H29繰越】 9,677,880 市道大里環状線道路改良工事【H29繰越】 8,613,440 市道黒崎線道路改築工事測量設計業務【H29繰越】 22,200,000 市道住吉湯ノ本線道路改良工事【R1へ繰越】 35,001,720 市道黒崎線道路改良工事【R1へ繰越】 13,005,030 市道南明寺線道路改良工事 6,750,000 市道大里環状線道路改良工事 23,926,320 市道初山中央線道路改良工事【R1へ繰越】 3,500,000 市道釘ノ尾塩谷線道路防災安全工事【R1へ繰越】 7,200,000 市道紺屋町亀丘2号線交通安全施設整備工事 2,098,440 彦岐市道路施設定期点検業務 16,154,640 道路改良費（単独） 市道德命小坂線道路改良工事【H29繰越】 11,234,160

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
土木費	道路橋りょう新設改良費					市道鳥山手久多線道路改良工事【H29繰越】	5,000,000
						市道中砂大谷線道路改良工事【H29繰越】	5,300,880
						市道錦線改良工事【H29繰越】	9,394,920
						市道前目1号線道路改良工事【H29繰越】	8,677,800
						市道先畑線局部改築工事測量設計業務【H29繰越】	3,359,880
						市道深江筒城線道路改築工事測量設計業務【H29繰越】	4,655,800
						市道小場2号線道路改良工事	8,478,784
						市道津保美1号線道路改良工事	3,987,360
						市道前目1号線道路改良工事	13,538,030
						市道住吉山信線道路改良工事	4,849,200
						市道住吉しめノ元線道路改良工事	6,042,600
						市道楠蟠螂出線道路改良工事	8,272,800
						市道錦線道路改良工事	5,633,280
						市道鳥山手久多線道路改良工事	3,978,610
						市道水畑線局部改築工事測量業務委託	3,356,640
						市道宇土4号線局部改築工事測量業務	1,718,280
						市道藤勢1号線局部改築工事測量業務	2,393,280
						市道先畑線道路改良工事【R1へ繰越】	2,137,403
						市道德命小坂線道路改良工事【R1へ繰越】	4,734,440
						市道菓子田線道路改良工事【R1へ繰越】	334,263
市道獅子ノ子坂線道路改良工事【R1へ繰越】	1,861,993						
橋梁補修工事【R1へ繰越】	129,600						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明					
				翌年度へ 繰越額	不用額						
土木費	道路橋りょう新設 改良費					市道芦辺浦中央線改良工事【R1へ繰越】	0				
						道路改良費（起債）					
						市道本村神里線道路改良工事【H29繰越】	14,843,400				
						市道白水線道路改良工事【H29繰越】	21,979,160				
						市道谷江本線道路改良工事【H29繰越】	8,300,000				
						市道本村神里線道路改良工事【R1へ繰越】	18,044,720				
						市道土肥田線道路改良工事【R1へ繰越】	19,202,887				
						市道西中線道路改良工事【R1へ繰越】	14,971,733				
						市道白水線道路改良工事	17,931,000				
						市道山崎線道路改良工事【R1へ繰越】	16,283,456				
						市道諸吉須気線舗装工事【R1へ繰越】	9,965,160				
						市道谷江本線道路改築工事【R1へ繰越】	5,686,640				
						市道深江筒城線道路改築工事測量設計業務	5,504,760				
地方改善事業											
八幡地区地方改善施設整備工事	9,996,480										
県営事業負担金											
県営道路整備事業負担金	8,775,000										
河川管理費	7,346,000	6,946,400	0	399,600	河川台帳整備業務	6,458,400					
					県営自然災害防止事業負担金	488,000					
急傾斜地崩壊対策 事業	40,972,000	27,950,000	11,769,800	1,252,200	補助事業						
					若宮地区急傾斜地崩壊防止対策工事	15,730,200					
					木落地区急傾斜地崩壊防止対策工事【R1へ繰越】	7,700,000					

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	急傾斜地崩壊対策 事業					単独事業 船底地区急傾斜地崩壊防止対策工事【H29繰越】 2,347,920 久喜地区急傾斜地崩壊対策工事測量設計業務 2,171,880
	街なみ環境整備事 業	15,610,000	15,610,000	0	0	勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金【H29繰越】 11,610,000 勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金 4,000,000
	公園管理費	12,191,000	12,110,000	0	81,000	施設管理委託料 12,110,000
	住宅建設費	302,886,000	192,400,680	80,440,000	30,045,320	目坂団地改修工事 耐震改修工事監理業務【H29繰越】 3,456,000 耐震改修工事【H29繰越】 67,574,400 給排水設備等改修工事【H29繰越】 29,719,640 幹線設備等改修工事【H29繰越】 8,269,240 古城団地（3棟）給排水設備等改修工事設計業務 2,376,000 大久保団地（9棟）下水道接続等改修工事設計業務 831,600 古城団地（2棟）改修工事 工事監理業務【R1へ繰越】 0 給排水設備等改修工事【R1へ繰越】 20,700,000 電気設備等改修工事【R1へ繰越】 3,600,000 内部部分改修工事【R1へ繰越】 0 三本松団地（1棟）改修工事 工事監理業務 540,000 外壁及び屋上防水等改修工事 18,057,600 給排水衛生設備等改修工事 10,146,600

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	住宅建設費					大久保団地（8棟）改修工事	
						工事監理業務	399,600
						屋根及び外壁等改修工事	9,844,200
						下水道接続等改修工事	5,981,040
						小崎団地A棟屋上防水改修工事	
						工事設計業務	216,000
						屋上防水改修工事	4,266,000
						新瀬戸団地浄化槽一部撤去及び駐車場整備工事	
						工事設計業務	237,600
	浄化槽一部撤去及び駐車場整備工事	4,644,000					
安全・安心な住環境づくり支援事業	27,000,000	21,872,000	0	5,128,000	住宅リフォーム支援事業	19,028,000	
					老朽危険家屋除却支援事業	844,000	
					3世代同居・近居促進事業	2,000,000	
消防費	常備消防費	108,611,000	104,747,040	0	3,863,960	沓岐消防署郷ノ浦支署庁舎改修工事	
						工事設計業務	993,600
						工事監理業務	1,134,000
						耐震改修工事	39,450,240
						空調設備工事	4,417,200
						水槽付消防ポンプ自動車	58,752,000

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
消防費	非常備消防費	1,139,000	1,015,200	0	123,800	消防音楽隊楽器購入 1,015,200
	消防施設費	61,718,508	60,135,610	0	1,582,898	耐震性貯水槽(40m <sup>3</sup> 型現場打ちRC)設置工事
						工事監理業務【H29繰越】 259,200
						設置工事【H29繰越】 6,536,160
						吉崎市消防団芦辺地区第1分団格納庫建設工事
						地質調査業務 2,322,000
						工事設計業務 2,592,000
						耐震性貯水槽(40m <sup>3</sup> 型現場打ちRC)設置工事
						測量業務委託 237,600
						工事設計業務(4基分) 1,080,000
工事監理業務(4基分) 648,000						
設置工事(4基分) 23,649,840						
土地購入費(2基分) 95,170						
小型動力消防ポンプ3台購入 6,353,640						
小型動力消防ポンプ積載車3台購入 16,362,000						
防災行政無線費	14,464,000	13,716,000	0	748,000	屋外拡声局更新工事 11,448,000 全国瞬時警報システム新型受信機整備工事 2,268,000	
原子力災害対策事業	412,646,740	407,507,351	0	5,139,389	放射線防護対策施設整備事業(長島・原島) 設計監理業務【H28事故繰越】 7,538,400 船借上料【H28事故繰越】 150,490 施設設備等整備工事【H28事故繰越】 395,597,720 消耗品費(備蓄品等) 649,306	

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
消防費	原子力災害対策事業					維持補修工事	1,813,875
						備品購入	729,000
						水道加入負担金等	1,028,560
教育費	事務局費	50,001,000	50,001,000	0	0	学校施設整備基金積立金	50,001,000
	教育指導費	13,956,000	13,036,662	0	919,338	いきっこ留学制度ホームページ作成業務	1,576,800
						沓岐高校離島留学生ホームステイ費補助金	8,850,000
						いきっこ留学補助金	785,552
						沓岐高校離島留学生交通費補助金	1,824,310
	小学校管理費	944,677,511	334,676,991	585,948,880	24,051,640	渡良小学校防球ネット取替修繕	2,354,400
						柳田小学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業	
						監理業務	1,026,000
						施設設備等改修工事	42,386,760
						沼津小学校屋内運動場外壁改修事業	
						監理業務	626,400
						施設設備等改修工事	22,929,480
						沼津小学校特別支援教室間仕切り設置	864,000
鯨伏小学校グラウンド改修工事【H29繰越】						8,997,640	
霞翠小学校プール循環ろ過装置取替修繕	1,242,000						
霞翠小学校チャイム及び時計設備修繕	658,800						
箱崎小学校特別支援教室間仕切り設置	232,200						
箱崎小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事設計業務	1,080,000						
瀬戸小学校屋内運動場外壁改修事業							

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	小学校管理費					監理業務 702,000
						施設設備等改修工事 28,675,080
						瀬戸小学校エアコン室外機修繕 523,800
						那賀小学校受水槽取替修繕 710,640
						田河小学校特別支援教室スロープ設置等事業
						設計監理業務 470,880
						施設設備等改修工事 4,719,600
						備品購入費（階段昇降機）【R1へ繰越】 0
						芦辺小学校屋内運動場改築事業
						屋内運動場裏法面対策工事【H29繰越】 19,984,240
						監理業務【R1へ繰越】 0
						施設整備工事【R1へ繰越】 103,900,000
						石田小学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業
						監理業務 1,404,000
						施設設備等改修工事 56,130,840
						石田小学校体育倉庫新築事業
						監理業務【H29繰越】 151,200
施設整備等改修工事【H29繰越】 4,444,000						
石田小学校プール改修事業						
設計監理業務 399,600						
プール改修修繕 10,007,280						
石田小学校ブロック塀安全対策工事 5,711,040						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	小学校管理費					筒城小学校エアコン取替修繕	972,000
						筒城小学校屋内運動場床改修工事設計業務	702,000
						小学校施設空調設備設置事業	
						設計業務	9,856,000
						監理業務【R1へ繰越】	0
						設備等整備工事【R1へ繰越】	0
						小学校施設ブロック塀安全対策事業	
						調査業務【R1へ繰越】	0
	施設設備等改修工事【R1へ繰越】	0					
	小学校消防用設備修繕（盈科・勝本・那賀）	2,815,111					
	中学校管理費	1,264,852,849	516,263,563	746,269,000	2,320,286	郷ノ浦中学校エアコン設置取替修繕	2,948,400
						勝本中学校エアコン設置取替修繕	2,484,000
						勝本中学校消防用設備修繕	1,396,889
						勝本中学校バックネット取替修繕	3,473,280
勝本中学校防球ネット取替修繕						1,414,800	
勝本中学校玄関ポーチ床修繕						757,080	
芦辺中学校校舎改築及び改修事業							
設計業務（基本設計・実施設計）【H29繰越】	30,747,600						
監理業務【R1へ繰越】	0						
施設整備工事【R1へ繰越】	387,200,000						
土地購入費	1,569,600						
墳墓移転補償費	8,700,914						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	中学校管理費					石田中学校屋内運動場外壁及び屋根改修事業 監理業務 1,555,200 施設設備等改修工事 61,732,800 中学校施設空調設備設置事業 設計業務 1,883,000 監理業務【R1へ繰越】 0 設備等整備工事【R1へ繰越】 0 中学校施設ブロック塀安全対策事業 調査業務【R1へ繰越】 0 施設設備等改修工事【R1へ繰越】 0 芦辺中学校スクールバス購入(2台) 10,400,000
	幼稚園費	46,177,800	3,121,800	43,056,000	0	郷ノ浦幼稚園トイレ修繕 766,800 幼稚園エアコン取替修繕(郷ノ浦・田河) 1,512,000 幼稚園施設空調設備設置事業 設計業務 843,000 監理業務【R1へ繰越】 0 設備等整備工事【R1へ繰越】 0 幼稚園施設ブロック塀安全対策事業 調査業務【R1へ繰越】 0 施設設備等改修工事【R1へ繰越】 0
	学校給食費	11,048,000	11,017,800	0	30,200	学校給食センター給食配送車庫建設事業 設計監理業務 496,800

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	学校給食費					施設整備工事	5,373,000
						給食配送車購入(1台)	5,148,000
	社会教育費	3,424,000	3,112,374	0	311,626	各岐市文化団体協議会補助金	802,000
						優秀芸術招聘事業・日韓国際交流事業補助金	1,188,374
						市地域婦人会連絡協議会補助金	1,122,000
	青少年育成費	10,541,000	9,795,950	0	745,050	青少年劇場開催負担金	599,400
						各種青少年スポーツ大会補助金	6,813,550
						青少年健全育成連絡協議会補助金	1,344,000
						子ども夢プラン応援補助金	1,039,000
	生涯学習費	3,600,000	3,479,411	0	120,589	放課後子ども教室推進事業委託費	2,879,411
						タフ事業推進補助金	600,000
	公民館費	230,681,766	92,971,800	128,278,000	9,431,966	各岐文化ホール空調設備改修工事	
監理業務						1,296,000	
設備等改修工事						50,317,200	
湯ノ本地区公民館耐震改修工事							
設計業務						3,240,000	
監理業務						1,134,000	
耐震改修工事						29,424,600	
各岐島開発総合センター							
設計業務						7,560,000	
監理業務【R1へ繰越】	0						
耐震改修工事【R1へ繰越】	0						

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明																
				翌年度へ 繰越額	不用額																	
教育費	保健体育総務費	7,538,000	7,538,000	0	0	<table border="0"> <tr> <td>沓岐体育協会補助金</td> <td>7,538,000</td> </tr> </table>	沓岐体育協会補助金	7,538,000														
	沓岐体育協会補助金	7,538,000																				
	文化財保護費	53,491,000	50,957,945	0	2,533,055	<table border="0"> <tr> <td>沓岐神楽保存会補助金</td> <td>136,000</td> </tr> <tr> <td>指定文化財保護管理費補助金</td> <td>616,000</td> </tr> <tr> <td>島内文化財資料活用展示公開事業</td> <td>23,642,683</td> </tr> <tr> <td>市内遺跡発掘調査等</td> <td>13,693,462</td> </tr> <tr> <td>出土資料再整理事業</td> <td>3,139,681</td> </tr> <tr> <td>国指定重要文化財保存修理事業</td> <td>3,775,088</td> </tr> <tr> <td>沓岐市歴史文化基本構想策定事業</td> <td>5,955,031</td> </tr> </table>	沓岐神楽保存会補助金	136,000	指定文化財保護管理費補助金	616,000	島内文化財資料活用展示公開事業	23,642,683	市内遺跡発掘調査等	13,693,462	出土資料再整理事業	3,139,681	国指定重要文化財保存修理事業	3,775,088	沓岐市歴史文化基本構想策定事業	5,955,031		
						沓岐神楽保存会補助金	136,000															
						指定文化財保護管理費補助金	616,000															
						島内文化財資料活用展示公開事業	23,642,683															
						市内遺跡発掘調査等	13,693,462															
						出土資料再整理事業	3,139,681															
国指定重要文化財保存修理事業						3,775,088																
沓岐市歴史文化基本構想策定事業	5,955,031																					
災害復旧費	農林水産施設災害 復旧事業	1,355,876,000	604,119,532	528,910,000	222,846,468	<table border="0"> <tr> <td>農地等災害復旧事業（現年災）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    査定設計書作成業務</td> <td>9,883,080</td> </tr> <tr> <td>    災害復旧工事【H29繰越】</td> <td>566,182,800</td> </tr> <tr> <td>農地等災害復旧事業（過年災）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    測量設計業務委託</td> <td>2,189,160</td> </tr> <tr> <td>    災害復旧工事【R1へ繰越】</td> <td>3,272,400</td> </tr> <tr> <td>    小規模災害復旧工事</td> <td>6,232,092</td> </tr> <tr> <td>    災害復旧事業補助金</td> <td>16,360,000</td> </tr> </table>	農地等災害復旧事業（現年災）		査定設計書作成業務	9,883,080	災害復旧工事【H29繰越】	566,182,800	農地等災害復旧事業（過年災）		測量設計業務委託	2,189,160	災害復旧工事【R1へ繰越】	3,272,400	小規模災害復旧工事	6,232,092	災害復旧事業補助金	16,360,000
						農地等災害復旧事業（現年災）																
						査定設計書作成業務	9,883,080															
						災害復旧工事【H29繰越】	566,182,800															
						農地等災害復旧事業（過年災）																
						測量設計業務委託	2,189,160															
						災害復旧工事【R1へ繰越】	3,272,400															
						小規模災害復旧工事	6,232,092															
						災害復旧事業補助金	16,360,000															
						公共土木施設災害 復旧事業	1,902,913,880	1,207,156,401	550,000,000	145,757,479	<table border="0"> <tr> <td>公共土木施設災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    修繕料【H29繰越】</td> <td>24,257,161</td> </tr> <tr> <td>    公共土木施設災害復旧測量設計業務委託【H29繰越】</td> <td>34,647,480</td> </tr> <tr> <td>    公共土木施設災害復旧工事（補助）【H29繰越・【R1へ事故繰越】</td> <td>843,239,760</td> </tr> <tr> <td>    公共土木施設災害復旧工事（単独）【H29繰越】</td> <td>46,176,160</td> </tr> <tr> <td>    公共土木施設災害復旧測量設計業務委託</td> <td>5,998,320</td> </tr> </table>	公共土木施設災害復旧事業		修繕料【H29繰越】	24,257,161	公共土木施設災害復旧測量設計業務委託【H29繰越】	34,647,480	公共土木施設災害復旧工事（補助）【H29繰越・【R1へ事故繰越】	843,239,760	公共土木施設災害復旧工事（単独）【H29繰越】	46,176,160	公共土木施設災害復旧測量設計業務委託
公共土木施設災害復旧事業																						
修繕料【H29繰越】	24,257,161																					
公共土木施設災害復旧測量設計業務委託【H29繰越】	34,647,480																					
公共土木施設災害復旧工事（補助）【H29繰越・【R1へ事故繰越】	843,239,760																					
公共土木施設災害復旧工事（単独）【H29繰越】	46,176,160																					
公共土木施設災害復旧測量設計業務委託	5,998,320																					

平成30年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
災害復旧 費	公共土木施設災害 復旧事業					公共土木施設災害復旧工事（補助）【R1へ繰越】	240,658,360
						公共土木施設災害復旧工事（単独）【R1へ繰越】	12,179,160

平成30年度における主要施策の成果説明書

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
後期高齢者医療事業	後期高齢者医療広域連合納付金	16,772,000	16,771,704	0	296	長崎県後期高齢者医療広域連合負担金 16,771,704
下水道事業	公共下水道事業	93,000,000	71,534,360	20,048,760	1,416,880	公共下水道建設工事(補助) 彦根市公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務 14,197,680 中央処理区(大谷地区)污水管布設工事【R1へ繰越】 55,951,240 公共下水道建設工事(単独) 中央処理区(大谷地区)污水管布設工事 429,440 中央処理区(大谷地区)污水管布設工事水道移転補償費 956,000
						漁業集落排水整備事業

【参考資料】

平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）  
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	206,486 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,729,501 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	885,060	612,892	0	0	49,002	223,166
	高齢者福祉事業	93,732	0	1,700	38,812	5,190	48,030
	児童福祉事業	48,541	27,769	0	400	2,687	17,685
	母子福祉事業	4,878	900	0	0	270	3,708
	生活保護扶助事業	771,044	556,098	0	0	42,689	172,257
	小計	1,803,255	1,197,659	1,700	39,212	99,838	464,846
社会保険	介護保険事業	515,505	9,195	0	22,316	28,541	455,453
	国民健康保険事業	294,166	156,549	0	0	16,287	121,330
	小計	809,671	165,744	0	22,316	44,828	576,783
保健衛生	高齢者医療事業	534,928	93,311	0	0	29,617	412,000
	疾病予防対策事業	94,406	4,753	6,100	25,800	5,227	52,526
	医療提供体制確保事業	487,241	0	0	0	26,976	460,265
	小計	1,116,575	98,064	6,100	25,800	61,820	924,791
合計	3,729,501	1,461,467	7,800	87,328	206,486	1,966,420	